

学校いじめ防止基本方針

令和7年度 12月24日 改訂

糸満市立兼城中学校

学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめが、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

いじめは、全ての生徒に関する問題であり、いじめ防止等のための対策は、全生徒が学習やその他の活動などの学校生活全般に渡り、安心して様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

いじめ防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関すること、また、いじめがゆるされない行為であること等について、生徒に十分理解させるなどいじめの対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

『いじめ』…児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※行為自体の問題性の軽重で深刻性を判断しない

⇒それがもたらす心身の苦痛を見据えて深刻性を判断する

学校における具体的ないじめの態様は以下のようなものが考えられる。

①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。

②仲間はずれや集団による無視をされる。

③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

⑤金品をたかられる。

⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

⑨性的いたずらをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察へ相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの禁止

いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない」と規定されている。

4 いじめ防止等のための実効的組織

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

名称は「生徒支援・いじめ防止対策委員会」とする。

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、(スクールカウンセラー)。

〈活動〉

- ①いじめの早期発見に関すること（定期的なアンケート調査、教育相談、組織での対応策等）
- ②いじめ防止に関すること（生徒、職員、保護者等への啓発等）
- ③いじめ事案に対する対応に関すること（情報収集、事案の整理・分析、対応策検討・実施等）
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他の問題に関する生徒理解を深めること（指導法検討・実施等）

〈開催〉

週一回週時程に位置づけ定例開催とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

5 「生徒指導・いじめ防止対策委員会」と学校全体の組織としての対応と課題

いじめの防止等は、学校全体の組織で一体となった取り組みを行う。重要な点は、第一発見者（直接、間接、アンケート等）や学級担任などの職員個々の対応とせず、学年や生徒指導・いじめ防止対策委員会等との連携による学校全体の組織で対応することが肝要である。

また、確認できた事実については、生徒指導・いじめ防止対策委員会を経て迅速に被害生徒及び加害生徒の保護者に伝え、学校とともに情報を共有の上、連携して解決することが重要である。

学校は、いじめの防止や発見等のいじめに係る対応等を迅速かつ的確に対応するために、常日頃から生徒との対話に努めるとともに、職員間の情報共有と共通実践、また、保護者との対話による信頼関係の構築と温かみのある対応に努めることが重要である。

6 「いじめの防止」について

(1) 基本的な考え方

いじめの防止については、「いじめ防止対策推進法」という法律に基づいた、児童生徒の尊厳を保持するための尊い活動であることから、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、地域や家庭との連携、関係機関との連携について、学校全体の組織的対応をもって推進する。

(2) 教職員

〈学級担任・副担任〉

- ①日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ②はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定しているということを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。

- ③道徳の授業において豊かな心を養うとともに、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを進める。
- ④互いに認め励まし合う支持的風土の学級づくりに取り組む。
- ⑤教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、公正・公平な指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑥いじめ背景にはストレスやその原因となる要因（ストレッサー）が存在することから、学校生活が原因となるストレスを減らすよう環境改善に努める。

〈養護教諭〉

- ①学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ②心身の健康相談や教育相談を通して、いじめの早期発見に努める。

〈生徒指導主事〉

- ①いじめの早期発見について職員への啓発を継続し、いじめを出さない学校の雰囲気をつくる。
- ②いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、職員間の共通理解を図る。
- ③日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
- ④いじめ発生時には、「生徒指導・いじめ防止対策委員会」を開催し、対応策を検討。解決策を講じていく際の中核となる。

〈管理職〉

- ①全校集会などで日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ②学級・学年経営の充実や学校行事等により、互いに認め励まし合う支持的風土の学級・学校づくりを推進する。
- ③学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ④生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ⑤いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。

(2) 生徒

- ①自分の考えや思いを相手に伝える表現力や相手の気持ちを思いやる心、協調性及び人権意識を高める。
- ②友達同士認め合ったり、協力し合ったり、相手の人間性を尊重することの大切さを常に意識し、集団の質の向上を図る。
- ③対話により学び合う学級や学年、部活動等での望ましい関係づくりに努める。
- ④生徒会等の自治組織で、「いじめ撲滅」の機運を高める取り組みを行う。

(3) 保護者（地域）

- ①三者面談、PTA活動及び部活動保護者会、学校公開日などあらゆる機会を利用して、保護

者（地域）との連携を十分に図る。

- ②学校ホームページ、学校だより等を通した適切な情報提供に務めるとともに、積極的に地域行事等に参加することにより、地域住民との連携を深める。
- ③学校警察連絡協議会、市及び校区別生徒指導連絡会などを定期的に開催することにより、関係機関との連携を十分深めておく。

いじめ対策年間指導計画

	取組事項・校内研修等	教職員におけるいじめ防止等の手立て
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新学級担任へのいじめ認知案件といじめ解消時期の引き継ぎ ・Ⅰ学期始業式の出席確認 ・校内研修（いじめ防止基本方針） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に向けた共通理解 ・未然防止に向けたいじめに関する学級指導 ・被害児童 加害児童 傍観者への指導 ・問題行動発生の際は、管理職へ報告 保護者（被害生徒、加害生徒、必要に応じて傍観者生徒）への報告 ・いじめの実態把握 ・生徒との情報交換と共通理解 ・報告、連絡、相談、記録の確認 ・問題行動マニュアルの確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・連休の過ごし方 ・アセスの実施 ・学校生活アンケート（4月分） ・サイバー犯罪防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活についての調査 ・生徒との情報交換と共通理解 ・いじめの実態把握 ・情報モラルの醸成
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（5月分） ・教育相談アンケート調査 ・教育相談（全生徒） ・いじめ防止月間の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や家庭で困ったり、悩んだりしていること等について相談 ・いじめの実態把握 ・生徒との情報交換と共通理解 ・いじめを許さない風土の醸成
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（6月分、7月分） ・夏休みの過ごし方指導 ・第三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換、相談、いじめ防止の啓発 ・生徒との情報交換と共通理解 ・いじめの実態把握
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修（生徒指導・教育相談・特別支援教育・アセス分析） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒との情報交換と共通理解 ・いじめの実態把握 ・生徒理解と問題行動への対応 ・校内における生徒支援体制の課題・改善策の協議 ・欠席生徒の所在確認
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（8月分） ・教育相談アンケート調査 ・教育相談（全生徒） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒との情報交換と共通理解 ・いじめの実態把握
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（9月分） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒との情報交換と共通理解 ・いじめの実態把握
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（10月分） ・性と生を考える教室 ・生徒支援体制・いじめ防止基本方針の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒との情報交換と共通理解 ・いじめの実態把握 ・P D C A サイクル
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（11月分） ・性と生を考える教室 ・薬物乱用防止教室 ・第三者面談 ・冬休みの過ごし方指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒との情報交換と共通理解 ・いじめの実態把握 ・P D C A サイクル
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（12月分） ・教育相談（全生徒） ・第三者面談（3年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・欠席生徒の所在確認 ・生徒との情報交換と共通理解 ・いじめの実態把握 ・P D C A サイクル
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（1月分） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒との情報交換と共通理解 ・いじめの実態把握
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（2月分、3月分） ・春休みの過ごし方指導 ・生徒支援体制・いじめ防止基本方針の改定、HP掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒との情報交換と共通理解 ・いじめの実態把握 ・次年度に向けた引き継ぎの確認

7 「早期発見」「初期対応」について

(1) 校内における備え

- ①いじめ防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上に必要な措置を計画的に行うため、年間計画に位置付けて校内研修を実施する。
- ②年度初め（4月）の校内研修において、全職員でのいじめ防止基本方針の確認を行う。また、「いじめ重大事態に対する平時からの備え」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を全職員で確認・調査し、校内のいじめ防止体制の共通理解を図る。

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（令和6年8月30日通知）

○チェックリスト「いじめ重大事態に対する平時からの備え」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/l400142_00006.htm

(2) 教職員の役割

〈学級担任〉

- ①日頃からの生徒との対話により信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ②休み時間、放課後の生徒との雑談等から、交遊関係や悩みを把握する。
- ③定期教育相談（年3回）や日常的な教育相談及び個人面談等を活用し、生徒の把握に努める。
- ④いじめやその疑いを感じたら、迅速に「生徒指導・いじめ防止対策委員会」に報告し、対応する。いじめの状況等については、被害者及び加害者双方の保護者への情報提供と、学校と保護者が連携して解決策を講じていく際の中心となる。

〈養護教諭〉

- ①保健室を利用する生徒との雑談などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。
- ②日頃から、生徒の心身の健康状況に気を配り、生徒との対話により心身の状況変化に留意する。

〈生徒指導主事・教育相談担当〉

- ①定期的（毎月）なアンケート調査や教育相談などの実施に計画的に取り組む。
- ②休み時間や給食準備時間などの校内巡回や放課後の校区内巡回などにおいて、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。
- ③保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。

〈管理職〉

- ①生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ②学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能するようとする。

(3) 保護者（地域）

- ①家庭での変化等を見逃さず、積極的に相談できる体制をつくる。
- ②地域より、登下校時、放課後の様子などを寄せてもらえるような体制をつくる。

8 「いじめに対する措置」について

(1) 情報収集

〈学級担任・養護教諭〉

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ②生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に対応する。
- ③発見、通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から情報収集し、正確な実態把握を行う。
- ④聞き取りの際には、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間などに慎重な配慮を行う。
- ⑤いじめた生徒が複数いる場合には、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

〈いじめ防止対策委員会〉

- ①教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ②その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ③一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導・支援体制

〈いじめ防止対策委員会〉

- ①正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
 - 被害、加害生徒への対応
 - 各保護者への対応
 - 学校と保護者等による教育相談会の実施
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等（学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに学校の設置者に報告し、その指導・助言を受ける）
- ②ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要
- ③生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④現状を常に把握し、隨時、指導支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(3) 生徒への指導・支援

〈被害生徒への対応〉

- ①被害生徒、被害を知らせてくれた生徒の安全を確保するとともに、生徒本人へ、安全の保障を伝え、不安を取り除く。
- ②被害生徒が信頼する人物（親しい友人や教職員、家族、地域住民等）と連携し、被害生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ③被害生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

〈加害生徒への対応〉

- ①いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ②必要に応じて、別室指導や出席停止制度を活用し、被害生徒が落ち着いて教育を受ける権利の確保を図る。
- ③指導が十分な効果を上げることが困難な場合は、所轄警察署と連携して対応する。
- ④加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、根本解決を目指す。
- ⑤不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

〈傍観者・周りで見ていた生徒・はやし立てる生徒への対応〉

- ①傍観する生徒には、いじめは他人事でないことを理解させるとともに、傍観はいじめの行為への加担と同じであることに気づかせる。また、いじめを知らせる勇気をもつよう指導する。
- ②はやし立てる生徒には、いじめの行為と同じであることを理解させるとともに、被害者の気持ちになって、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

〈学級担任等〉

- ①学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ②いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。

〈いじめ防止対策委員会〉

- ①状況に応じて、スクールカウンセラーや教育相談員等の協力が得られるよう、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
- ②いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(4) 保護者との連携

- ①家庭訪問（被害、加害生徒家庭。また、担任を中心に複数人で対応）などにより、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話しあう。
- ②被害生徒の安全の保証や秘密の保持を約束し、できるかぎり保護者の不安を除去する。
- ③事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(5) いじめに対する措置

○いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

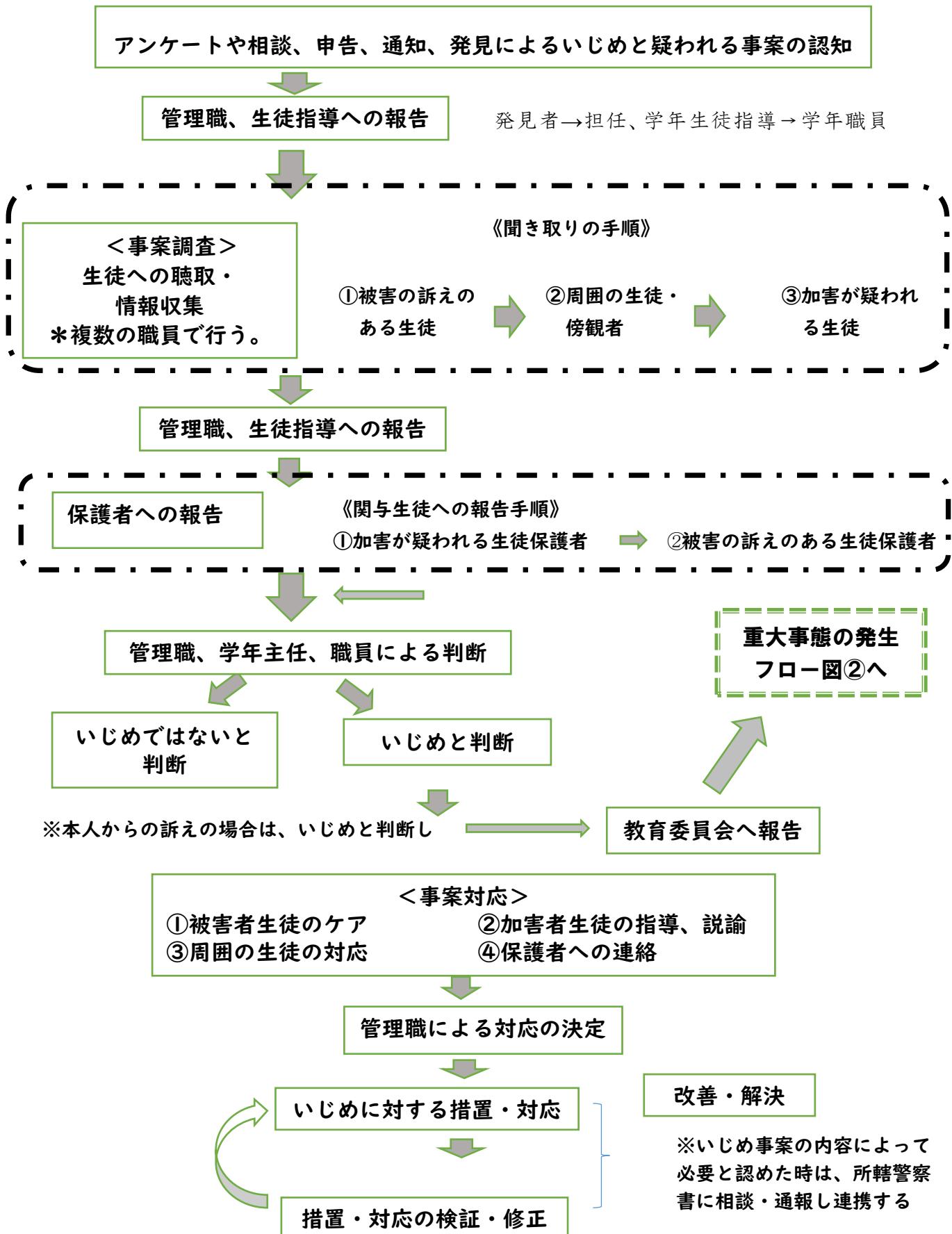
被害者に対する心理的又は物理的な影響をあたえる行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。【少なくとも3ヶ月を目安とする】

※いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。※被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめ事案への対応フロー図①



9 重大事態への対処

①重大事態の意味

いじめの重大事態については、法第28条第1項に、次に掲げる場合として、規定がある。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、この場合の例として、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- などが考えられる。

②重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

したがって、市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

参考《重大事態の調査主体と調査組織》市基本方針より

(a) 学校が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

[調査組織]

学校に設置の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織である「緊急調査委員会」を設置する。

(b) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

- 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案
- ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

[調査組織]

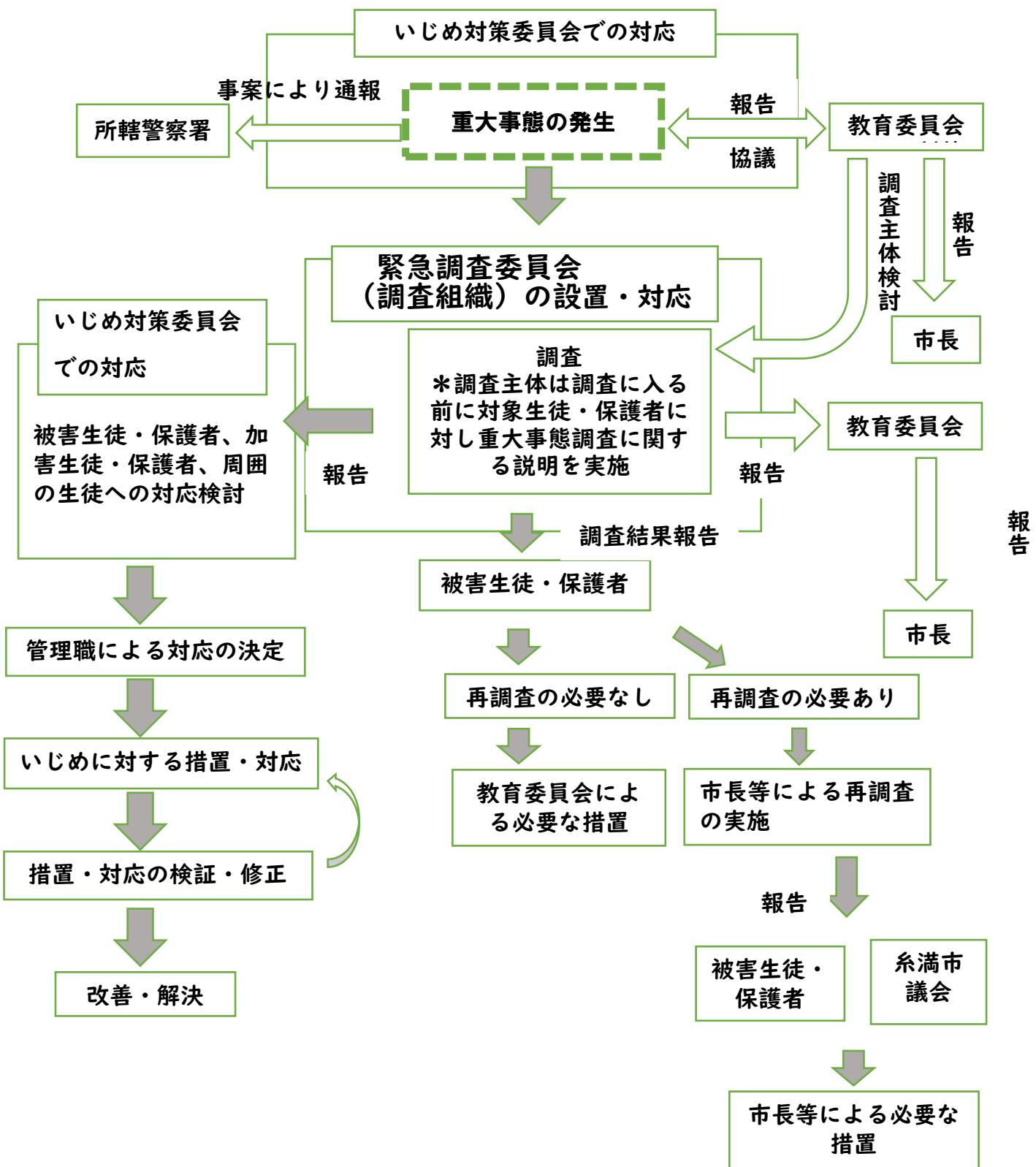
専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される市教育委員会の附属機関を調査組織とする。

③調査結果の提供及び報告

学校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童（生徒）やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童（生徒）のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

いじめ事案への対応フロー図②（重大事態発生時）



令和8年度 4月 兼城中学校 学校生活・いじめに関するアンケート

このアンケートは、みなさんが楽しく学校生活を送れるようにするために実施します。日頃の学校生活を振り返って、問い合わせに答えてください。

年 組 名前

※名前は、書かなくてもかまいません。

問1 あなたは、誰かから（同じクラスや学年の人だけではなく、違う学年や他の学校の人も含む）、**問2**の①～⑨に当たるようなことをされて、いやな思いをした事はありますか？

() ある

() ない

※「ある」と答えた人は問2,3,4,5に、「ない」と答えた人は問4,5に答えてください。

問2 それはどのようなことですか。されたこと全てに○をしてください。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- ②仲間はずれや集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨性的いたずらをされる 等

問3 今はどうなっていますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

- ①今はない
- ②今もときどきある
- ③今もよくある

問4 いじめられている人を見たことがありますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

- ①ある
- ②ない

「ある」に○をつけた人は、知っていること（いつ頃、誰が、誰をなど）を書いてください。

問5 令和8年、あなたが頑張りたいことは！？（先生たちにみんなの声を届けて！）

保護者用いじめのサイン 発見シート

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や変動などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活との違いを確認してください。

*チェック項目は、政府広報／文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用しました。

いじめの早期発見チェックポイント(ダブルチェックで再確認)	
朝 (登校前)	<input type="checkbox"/> □朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。 <input type="checkbox"/> □朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。 <input type="checkbox"/> □遅刻や早退がふえた。 <input type="checkbox"/> □食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
夕 (下校後)	<input type="checkbox"/> □ケータイ電話やメールの着信音におびえる。 <input type="checkbox"/> □勉強しなくなる。集中力がない。 <input type="checkbox"/> □家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。 <input type="checkbox"/> □遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されている。 <input type="checkbox"/> □親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。
夜 (就寝前)	<input type="checkbox"/> □表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 <input type="checkbox"/> □ささいなことでイライラしたり、物にあたつたりする。 <input type="checkbox"/> □学校や友達の話題がへった。 <input type="checkbox"/> □自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。 <input type="checkbox"/> □パソコンやスマホをいつも気にしている。 <input type="checkbox"/> □理由をはっきり言わないアザや傷跡がある。
夜間 (就寝後)	<input type="checkbox"/> □寝つきが悪かったり、夜眠れなかつたりする日が続く。 <input type="checkbox"/> □学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。 <input type="checkbox"/> □教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、やぶられたりしている。 <input type="checkbox"/> □服がよごれていたり、やぶれていたりする。

■ 「いじめ」をしていませんか。

*いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえのない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えない物を持っている。

■ 「あれ？」もしかしてと思ったら…

○様子がおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。

○何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。

○いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。

○子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。

「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」

「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

*ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談してください。

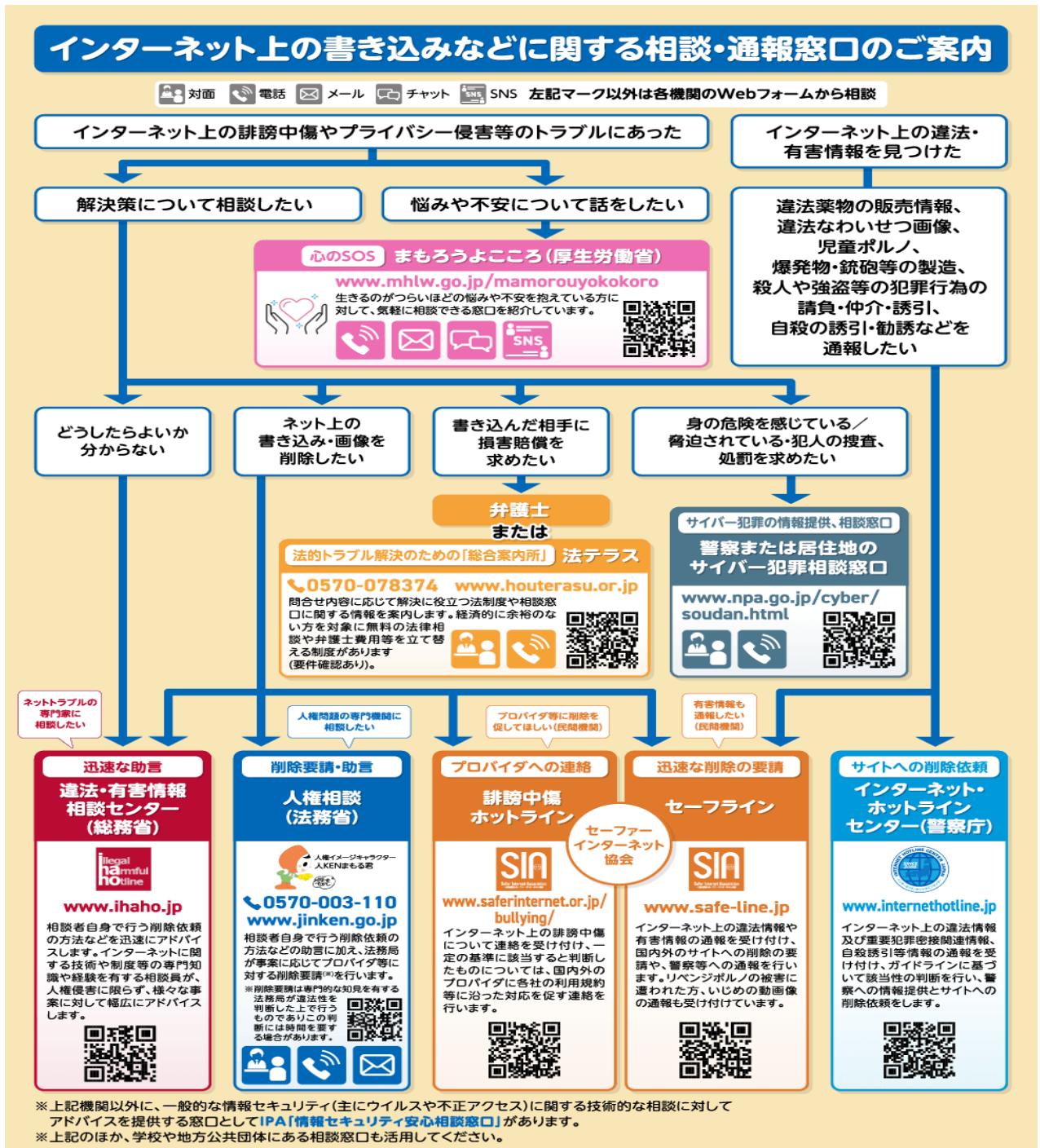
また、24時間子供SOSダイヤルでは全国どこからでも悩み相談ができます。0120-0-78310(なやみいとう)

～誹謗中傷メッセージや画像等の削除は早急に対応！～

- 第1段階 電話相談
- ・警察専用電話 ····· #9110
 - ・子どもの人権 110番 ··· 0120-007-110
 - ・Sorae(ソラエ) ····· 098-943-5335 ※平日のみ

第2段階 削除等の対応方法及び相談

- 削除等の対応方法 ···· 「#NoHeartNoSNS (ハートがなけりや SNS じゃない!)」
【特設サイト】 <https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>
- 削除等の相談 ····· ネットの誹謗中傷ホットライン
<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>
インターネットホットラインセンター



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。
※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています（平成26年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないか？しっかりといじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないか？

◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれません。しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

◆ いじめの認知を正確に行なうことは極めて重要です。

- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
- ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」



確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・、一回きりだから・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。

◆ いじめの定義を再確認しましょう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
 - ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
 - ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
 - ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること
- という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にこれらの要素は含まれていないことに留意してください。

なお、物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください。



◆ 具体的な事例で確認してみましょう。

事例

(定期的に実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。)

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっている、今では、Aに星休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県（域内の市町村を含む。）の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名（約94%）がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名（約11%）がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

◆ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

◆ いじめの認知に関する文部科学省の考え方

1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し（件数は増える）、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

2 組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくとも機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。

未然防止

いじめを許さない学校づくり

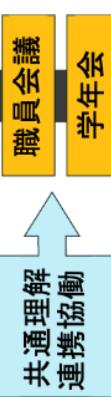
- 児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にすることともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめを許さない雰囲気を醸成する取組の充実
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得よう努めることが重要である。
- いじめている児童生徒に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決（少なくとも3ヶ月を目安）したと見られる場合でも、教職員は継続して十分な注意を払い見守つていくことが必要である。

いじめ防止のための校内体制

校内いじめ対策委員会 —組織的対応—

- 校長 □教頭 □生徒指導主事（主任） □学年主任 □養護教諭
□教育相談担当 □当該学級担任 □関係教諭 □カナルカサーエ等 □その他
<内容>
- ・いじめ防止の「学校基本方針」の策定（見直しと再構築、学校評価への対応、HP等での公表）※「行動計画」として位置付け
- ・いじめ重大事態に対する平時からの備え（チェックリストの活用）
- ※文部科学省「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン 令和6年8月改訂版」
- ・いじめ事案への対応（解決、解消に向けた対応及び「重大事態」に発展させない対応等）や指導方針等の協議
- ・いじめの認定といじめ発見のための調査
- ・「チーム校」としての関係機関との連携
- ・保護者への対応 等

いじめの把握



いじめの把握

役割連携
組織的対応

いじめの早期発見・早期対応

- 「いじめは絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- いじめは「どの子にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させ、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
※「重大事態」に発展させない
- いじめの事実関係の究明に当たっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめを認知した場合、被害者の立場に立ち、親身に指導を行う。
- 学校のみで解決しようとするとではなく、保護者等の訴えに耳を傾け、関係者全員を取り組むとともに、市町村教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって早期解決に向け取り組む。
- いじめ解決後も継続的な指導支援に努める。

- 日常的な観察
- いじめチェック表の活用
- 定期的なアンケート調査の実施
- メモの活用
- 教職員間の情報交換
- 保護者等からの情報提供 等

観察・
情報収集

いじめられている児童生徒

- 自分の問題として考えさせ、「いじめは絶対に許されない行為」であることに気づかせる。
- 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聽く。
- 内省：いじめられた子どもたちに気づかせる。
- 処遇：課題解決のための援助を行う。
- 回復：体験活動等を通じて所屬感を高める。
- 心理的ケアを十分に行う。

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 本人を守るという姿勢を示す。
- 教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

いじめている児童生徒

- 児童生徒の心を育てる
・生命尊重・人権尊重
・思いやりの心 等
- 教師の心・技を磨く
- 組織的対応力を高める

保護者

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情（怒り・不安・自責の念等）を理解する。
- 被害者への謝罪の意義を伝える。
- 子どもたちの具体的な助言を行い、協力を得る。

学校（職員の同僚性・協働性）・家庭・地域社会・関係機関（警察等）

いじめ問題への組織的対応（全体図）※「チーム学校」

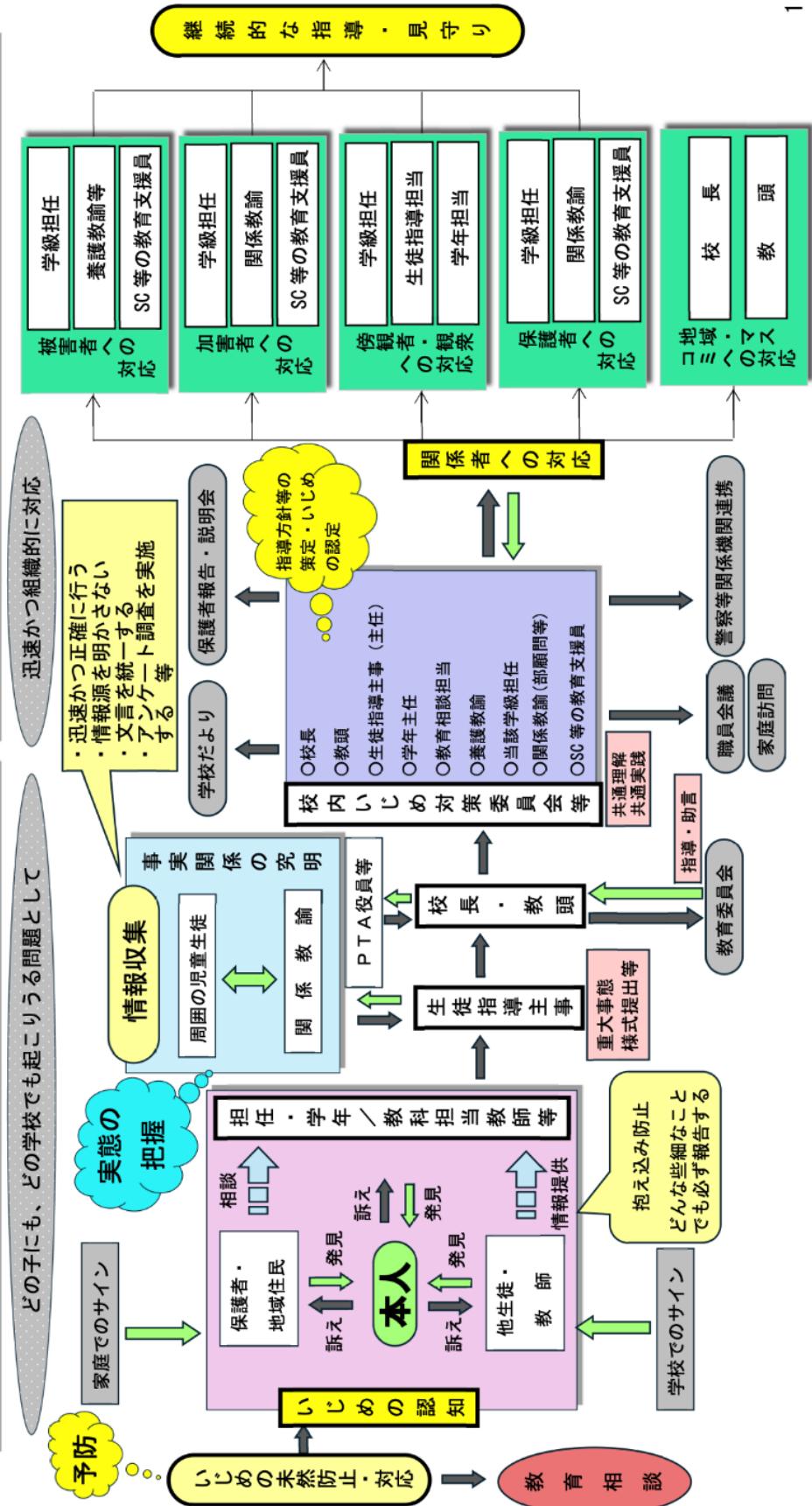
いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍して、一定の個人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの。(いじめ防止対策推進法 H25年定義)

- いじめは絶対に許されない犯罪行為であるという強い認識に立つ
- いじめを受けた被害者に寄り添い、親身に対応を行う
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題である
- いじめ問題をいじめ「重大事態」に発展させない
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要である

いじめ問題対応の基本的認識：いじめは相手の人間性と尊厳を踏みにじる人権侵害行為である。

課務教育學教育學



いじめの早期発見・早期対応

いじめ…どの子にも、どの学校でも起こり得る

→ しないさせない見逃さない!

いじめに係る情報収集・実態の把握

- 1 教師がいじめに対する態度を高め、日頃から児童生徒理解、観察に努める。
- 2 児童生徒との信頼関係を築くとともに、児童生徒への生活実態調査や教師間での情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を調べるために迅速に対応する。

**迅速かつ組織的に
対応**

いじめに関する情報収集及び実態把握の方法

- 1 生活実態調査（いじめアンケート調査等）
- 2 教育相談・保護者面談
- 3 個人面的な観察
- 4 日常的な点検表（生活日記）等
- 5 生活点検表

学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
□ 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下していく。
□ 表情がさえず、うつむき加減である。
□ 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
□ 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
□ 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
□ 学用品の破損、ノートに落書きがある。
□ 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返しへたり、正解に対して冷やかしやよめきがあつたりする。
□ その子を警めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
□ その子どもの隣に誰も座りたくない。
□ 局囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
□ 黒板や机等にあだ名や〇〇の死ねなどの書き書きをされる。
□ 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろこたりしている。
□ 保健室への出入りが増え、始業のペルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
□ 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもり、授業に遅れて入ってきたりする。
□ 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
□ 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
□ さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出でたり、遅れて教室に入ってきたりする。
□ 理由のわからぬケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言つたりする。
□ 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
□ 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子どもの名前が出てくる。
□ 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇園」）がつけられ、しつこく言われる。
□ 部活動への参加を渋つたり、休みがちになる。
□ 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 学校へ行きたがらない。
□ 「学校したい」「学校をやめたい」と言い出す。
□ イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
□ 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
□ お風呂に入りたがらなくなったり、裸になつたりするのを嫌がる。
□ 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
□ 教科書やノートに嫌がせの書き書きをされたり、破られたりしている。
□ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
□ 裏付きが悪かたり、眼鏡が暗くなる。
□ 敷いに満ち、表情が暗くなる。
□ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
□ 先生や友だちを批判する。
□ 親に隠してをすることが多くなる。
□ 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
□ 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
□ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したりハッパたりする。
□ 外に出たがらない。
□ 学校の様子を聴いても言いたがらない。
□ 電話に敏感になる。
□ 友達からの電話にていねいな口調で応答する。
□ 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
□ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
□ 部活動への出入りを嫌う。
□ 「どうせ自分はだめだ!」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに興味を持つ。

- 大人が子どもに伝える3つのこと
- ①「いじめは絶対に許されない行為である」
 - ②「いじめている子どもを守る」
 - ③「決して自らの命を捨ててはいけない」

いじめの被害者への対応

沖縄県教育庁義務教育課

いじめられた児童生徒の側に立った親身な対応

教師の対応

- 1 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努め、安心感を与える。
- 2 管理職や生徒指導主事、学年主任等、「校内いじめ対策委員会」に即報告する。
- ※いじめの疑いで生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、守り通す姿勢を示す。※「重大事態」に発展させない、
- 3 被害を受けた児童生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、守り通す姿勢を示す。※「重大事態」に発展させない、
- 4 被害を受けている児童生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- 5 学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- 6 自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
- 7 家庭との連絡を密にし、子どもたちの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。
- 8 加害者の児童生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聞き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。

具体的な対応

- 1 話をうなずきながら聞く
 - ・子どもの訴えについて、顔を見ながら一言一句にうなずきながら聞くことにより、「君のいうことはしっかり聽いているよ」という自然なメッセージを伝える。
- 2 本人の訴えた言葉を復唱する
 - ・あなたの話をこのようにしっかりと聽いているよ」というメッセージになり、子どもにも安心感を与える。
 - ・自分の身に起きていることを客観的に考えるきっかけができる。
- 3 話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える
 - ・教師が事実関係の掌握に賜りがないかどうか確認する。
 - ・被害者が自分の感情を整理し、具体的に考えられるようにする。
- 4 わからないことを質問する
 - ・話していることがよくわからないからといって子どもたちの話を遮ってまで聽かない。
 - ・「わからないことがあるから質問している」と尋ねてから質問する。
 - ・不明確などころを簡潔に整理してから質問する。
- 5 本人が努力していることを支持する
 - ・「一生懸命耐えていたんだね」「いろいろ工夫したんだね」など、努力を認める言葉をかける。
 - ・本人の努力した方向が違っていると思っても、否定的な言葉を言わない。
 - ・否定の言葉よりも、「どうしてそうしたの?」「どんな気持ちだったの?」など、その気持ちを感じるようにする。

『沖縄県いじめ対応マニュアル 改訂版』（令和7年3月）より抜粋

本人のつらい気持ちを理解し、心理的ケアを施す

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携

家庭での対応等

1 いじめられている事実が判明した場合の対応

- ・家庭における「子どもの居場所」を確保する。
- ・不安を除去し、安全の確保に努める。
- ・「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
- ・学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
- ・ひどいじめの場合は、学校を休ませることも必要な場合もある。
- ・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。

2 些細な変化（危険信号）に気づく（特に自死をほのめかすサイン）

- ・死につながるような発言はないか？
- ・自死に関するニュース等に対し同情する発言はないか？
- ・眠れない様子はないか？
- ・死を賞美する言動はないか？

好ましくない対応・考え方

- 1 いじめの存在に気づかない
 - ・「本人がいじめを告白しないといじめはわからない」という考え方。
 - ・「いじめられているようには見えなかつた（楽しそうにしていた）」等。
- 2 いじめの深刻さに気づかない
 - ・「いじめられることも必要」・「いじめられる方にも問題がある」という考え方。
 - ・「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するものである」という考え方等。
- 3 否定認識や不用意な発言
 - ・「やられたらやり返しなさい」・「反抗できない方が悪い」・「負けるな、頑張れ、いい試練だ」
 - ・「いじめは重大な人権侵害である」との認識に欠ける発言・児童生徒の理解不足、懲性の乏しさを問われる発言・「被害者保護優先」を無視した発言・自己防衛的な発言等。
- 4 不適切な対応
 - ・十分な事実確認をしないで被害者加害者の話し合いの場を持つ。
 - ・本人や相手のルール等を定めない。
 - ・日時、話し合いのルール等を定めづける。
 - ・どちらの言い分が正しいかを決める。
- 5 外部の情報等を活用しない
 - ・教師が裁判官的な立場で対応する。
 - ・「密室」の対応にならない。
 - ・いじめ防止に役立つ記録等を公開しない。

いじめの加害者への対応

いじめは「人権侵害行為」である

↑ 「いじめは絶対に許されない行為である」との認識に立った毅然とした指導

基本的な姿勢

- いじめは人権侵害行為であり、絶対に許すことのできない行為であることを認識させる。
- 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重宝さに気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を醸成する。
- 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 加害児童生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- 教師は、どの児童生徒も自らの行為を反省し、正しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち、指導にあたる。



その場指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する

いじめの事実関係を把握することと景
はもとより、いじめの動機に対する心の
等について、共感的に理解する心の
ともに、いじめた児童生徒の心の
内面を理解するよう努める。
※心理的ケアを行なう。

教師の対応（一人で「抱え込まない」、校内組織に相談する）

- いじめを完全にやめさせるという姿勢で臨む。
- いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集、メモを取る。
- 何があつたのか？・いつ債からか？・どこで？
- どんな気持ち？・どんな方法？・誰が（命合）したのか？・複数？等。
- 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童生徒の立場になってよく考えさせ、自分がやつたことの重大さに気づかせる。
- 相手への支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教諭などの信頼関係を構築する。
- 場合によつては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。



「事実はしっかりと認めさせる」

「決して言い逃れはさせない」

「きちんと謝罪をさせる」

「それ以上罰しない」

「今まで以上にやりをもつ」

保護者への対応

- 保護者の心情を理解する。
 - 保護者の心理…怒り、情けなし、自責の念、今後の不安等。
 - 保護者も思い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
 - 子どもとのよさを認め、保護者の苦労も十分にききながら対応する。
- 事実関係は正確に伝える。
 - 発言等に基づき、事実を正確に伝え、憶測で話はしない。
 - 間題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。
 - 被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
- 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す。
 - 子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

家庭での対応

- 両親が一緒に叱責しない。
 - それぞれの役割を確認し、連携して対処する。
- 事実を聞き出す。
 - どんな行動をしたのか？・その結果どうなったのか？
- 徹底的にいじめを否定する。
 - 「いじめは絶対に許されない行為である、私も許さない」・「いじめられた子は苦しんでいる」・「あなたの気持ちはわかつた、一緒に考えよう」等。
- きちんと謝罪する。
 - あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。
- 今まで以上に子どもの関わりを多く持つ

好ましくない対応

- 権威的な指導
（学級等みんなの前でいじめた児童生徒を非難する。）
 - 体罰を行う。
 - 子どもの人格を否定するような発言をする。
 - 命令口調で対応する。
 - 過去を引き合いに出す。
 - 追い詰めたり、問い詰めたりする。
 - 兄弟姉妹と比較する。
- 基本認識を誤った指導
（何本かも「いじめ」と決めつける。）
 - 教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断する。

いじめの観衆・傍観者等への対応といじめを許さない雰囲気の醸成

観衆・傍観者も加害者と変わらない

いじめの観衆

→自分が直接いじめを行なわないが、はやし立てたり面白がったりして見ている者
<背景>
・いじめの報復を恐れている。
・仲間はすぐにはされたくない。
・いじめがおもしろい。
・被害者への不快感がある。

いじめの傍観

→いじめに對し、制止することではなく、見て見ぬふりで、周辺で暗黙の了解を与えている者
<背景>
・「次は自分がいいじめられる」との葛藤がある。
・正義感はあるが、いじめへの抑止力はない。
・自分の関心を持つものにしか気が向かず、人との関わりに無関心である。
・周りがどうであれ、我関せずの姿勢である。

いじめはみんなの問題

いじめを強化する存在

→自分は直接いじめを行なっている者
<背景>
・積極的な関係者
・自己防衛的な同調者
・いじめがおもしろい。
・被害者への不快感がある。

「いじめを許さない」毅然とした姿勢

学級全体への指導→問題解決能力の育成

□「いじめは許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。
□いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えてみる。
□傍観等の意味を考え、人権意識の芽を育てる。
□見ぬふりをしないよう指導する。
□自らの意志によって、行動がとれるように指導する。

□授業における「生徒指導の4つのポイント」の実践、道徳教育の充実を図る。
□特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
□「魅力ある学校づくり」に向け、児童生徒による自治的な活動を展開し、学校、学級の支持的風土を醸成することともに、連帯感を高める。
□児童生徒一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定する。

日々の教育活動において、
①自己存在感の感受
②共感的な人間関係の育成
③自己決定の場の提供
④安全・安心な風土の醸成

支持的風土の4つのポイント

- 「チームムードとしての学校」の視点から、教職員と専門知識等を持つ各支援員等との連携協働に努める。
- 主目的・対話的で深い学びの基礎となる支持的風土のある学級経営の充実に努める。
- 児童生徒の自己指導能力の育成に努める。(特別支援教育の視点も踏まえる)
 - 自己存在感の感受
ア 自己存在感の感受
イ 共感的な人間関係の育成
 - 自己決定の場の提供
ウ 自己決定の場の提供
 - 学生会活動等の充実に努める
- 「学校いじめ防止基本方針」を軸とした、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組の充実に努める。
- 警察や児童相談所等の関係機関と連携・協働し、事件・事故の未然防止や虐待等の早期発見、早期対応に向けた取組の充実に努める。

令和7年3月 学校教育における指導の努力点「6生徒指導の充実」(抜粋)

令和7年 魅力ある学校づくりパンフレット(抜粋)

5 自治意識の醸成
★児童生徒が中心となった自治的活動の推進

令和7年3月 不登校児童生への支援の手引き(抜粋)

いじめの「重大事態」の対応

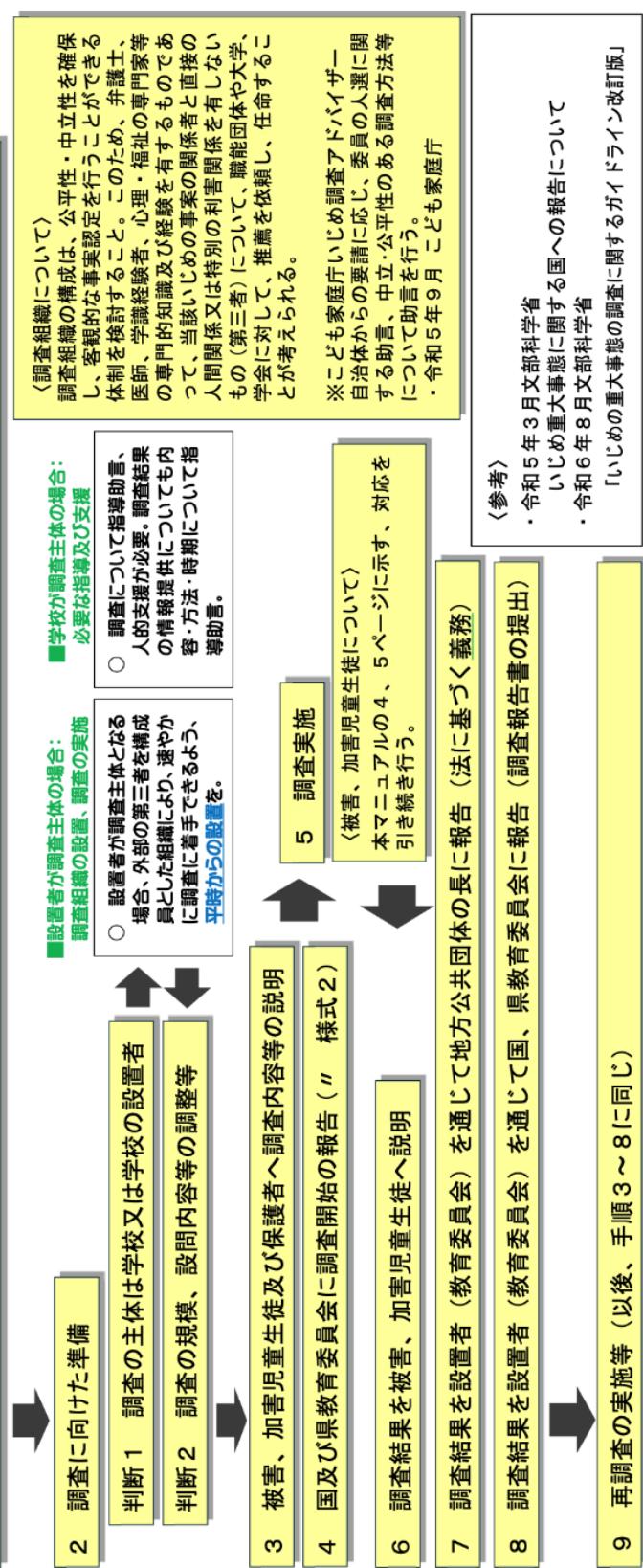
沖縄県教育庁義務教育課

学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態の発生報告 ⇒ 設置者から地方公共団体の長等へ報告（法に基づく義務）

- 「重大事態」の理解
 - いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき（生命心身財産重大事態）
 - いじめによる疑惑を余儀なくする場合を欠席する一定期間（年間30日を以降）、連続して欠席している場合は、この日安に開わらず、速やかに調査に着手。
 - 「相当の期間」などは、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして扱う。
 - 児童生徒等に当たる。
- 重大事態が発生した場合は、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされよう、日頃から指導を行うこと。

いじめ重大事態の発生報告、調査の手順（概要）

1 学校は設置者及び国、県教育委員会に発生報告（令和5年3月文部科学省 いじめ重大事態に関する国への報告について 様式1）



いじめ発生時における資料

いじめ（問題行動）対応確認票<1>

No. ()

認知日： 年 月 日()	解消した日： 年 月 日()		
1. 被害児童生徒について			
ふりがな 名 前	性 別 男・女	学 級 年 組	担任名
2. いじめ発生日時： 月 日()			
3. いじめ発生場所：			
4. 発見(発覚)の日時・きっかけ： 月 日()			
※学校職員が発見	<input type="checkbox"/> 学級担任 <input type="checkbox"/> 担任以外の教職員 <input type="checkbox"/> 養護教諭 <input type="checkbox"/> アンケート <input type="checkbox"/> 相談員(SC,SSWなど) <input type="checkbox"/> その他()		
※学校職員以外 からの情報	<input type="checkbox"/> 日本人から訴え <input type="checkbox"/> 本人の保護者 <input type="checkbox"/> 他の児童生徒 <input type="checkbox"/> 他の保護者 <input type="checkbox"/> 地域住民 <input type="checkbox"/> 関係機関 <input type="checkbox"/> その他()		
5. 被害児童生徒の相談状況(複数選択可)			
<input type="checkbox"/> 学級担任 <input type="checkbox"/> 担任以外の教職員 <input type="checkbox"/> 養護教諭 <input type="checkbox"/> 相談員(SC,SSWなど) <input type="checkbox"/> 学校以外の相談機関(電話・メールなど) <input type="checkbox"/> 保護者や家族など <input type="checkbox"/> 友人 <input type="checkbox"/> その他(地域の人など) <input type="checkbox"/> 誰にも相談していない。			
6. いじめの様態(複数選択可)	7. 被害児童生徒への対応(複数選択可)		
<input type="checkbox"/> 冷やかし、からかい、悪口、脅し 文句、嫌なことを言われる <input type="checkbox"/> 仲間はずれ、集団による無視 ※生徒間暴力と兼ねる可能性↓ <input type="checkbox"/> 軽くぶつかられる、遊ぶふりして たたかれたり蹴られたりする。 <input type="checkbox"/> ひどくぶつかられたりたたかれ たり、蹴られたりする。 <input type="checkbox"/> 金品をたかられる。 <input type="checkbox"/> 金品を隠されたり、盗まれたり、 壊されたり、捨てられたりする。 <input type="checkbox"/> 嫌なこと恥ずかしいこと危険なこ とをされたり、させられたりする。 <input type="checkbox"/> パソコンや携帯電話で、誹謗・ 中傷や嫌なことをされる。	<input type="checkbox"/> 保護者への連絡(期日) <input type="checkbox"/> SCなどが継続的にカウンセリング <input type="checkbox"/> 別室提供や常時職員が付くなど、 心身の安全確保 <input type="checkbox"/> 緊急避難として欠席させた。 <input type="checkbox"/> 担任や他の職員が家庭訪問 <input type="checkbox"/> 教育委員会と連携して対応 <input type="checkbox"/> 児童相談所など関係機関と連携 ※その他・備考(生徒指導上の共通確認) *		
8. 加害児童生徒について 人数()人			
(1)名前	男・女 年 組 担任		
(2)名前	男・女 年 組 担任		
(3)名前	男・女 年 組 担任		
9. 加害児童生徒への対応(複数回答可) <input type="checkbox"/> 聞き取り() <input type="checkbox"/> 指導説諭() <input type="checkbox"/> 保護者への報告(期日) <input type="checkbox"/> 被害者やその保護者への謝罪(期日) <input type="checkbox"/> SCなどがカウンセリング <input type="checkbox"/> 校長、教頭が指導 <input type="checkbox"/> 別室指導 <input type="checkbox"/> 出席停止			
10. いじめ解消の <input type="checkbox"/> いじめ行為が止んだ状態が3ヶ月以上経過 確認事項 <input type="checkbox"/> 被害児童が心身の苦痛を感じていない(本人・保護者へ確認)			

いじめ(問題行動)対応確認票<2>

11. いじめ（問題行動）の詳細・対応・指導過程など時系列で記入全て記入。
コピー1部を生徒指導主任に提出。原本は週案に張り付ける。

いじめ初期対応チェックシート

いじめ初期対応チェックシート

事件発生日 令和（ ）年（ ）月（ ）日

1 管理職への報告の有無

有り・無し

2 いじめ対策組織等でいじめとして認知したか

認知・非認知

3 糸満市教育委員会へ報告したか

有り・無し

4 重大事案に該当するか

有り・無し

・生徒間暴力で1週間以上の加療入院、ズボン下ろし等の性的ないじめ、報道の先行の可能性、
警察の介入、保護者との関係悪化の懸念、いじめ重大事態等

5 事実確認のチェックポイント

*情報が担当者に集約され、整理されているか。

有り・無し

(1) 聞き取りについて

有り・無し

①話を聞くための十分な時間を確保しているか。

有り・無し

②他の生徒に見聞きされないよう、場所と時間を考慮しているか。

有り・無し

③対象児童生徒が複数の場合、個別に同時進行で聴き取っているか。

有り・無し

④事実（5W1H）を正確に記録しているか。事実と意見・感想を区別

有り・無し

⑤聴き取った情報をその都度集約し、再確認しているか。（裏取り）

有り・無し

(2) 5W1Hについて

判明・不明

①いつが判明しているか。

判明・不明

②どこが判明しているか。

判明・不明

③加害者名が判明しているか。

判明・不明

④被害者名が判明しているか。

有り・無し

⑤観衆、傍観者への聴き取りをしているか。

判明・不明

⑥何をしたかがはっきりしているか。矛盾点はないか。

6 保護者対応のチェックポイント

①保護者への対応の前に事実を正確に把握したか。

把握・不明

②複数の職員で対応するためにチームを組んでいるか。

有り・無し

③「私が親だったら」と、保護者の立場で対応を考えているか。

有り・無し

④よりよい解決に向け、学校の一方的な解釈ではなく

保護者の意見も聞くような真摯な姿勢を心がけているか。

有り・無し

⑤解決のためのゴールを組織として明確にし、保護者と共有しているか。

有り・無し

⑥被害者側、加害者側の双方に連絡をしたか。

有り・無し

⑦次の連絡は最長でも3日以内にしているか。

有り・無し

⑧電話がつながらなかったとき、その状況を相手側に伝えたか。

有り・無し

初期対応の基本は、正確な事実確認に基づく該当児童生徒、保護者への対応です。そのためにも主觀ではなく、複数の事実の突き合わせによる客観的な事実確認が必要です。事実も①心理的事実（その人が心で感じた事実）と②客観的事実（実際にあった事実）を区別します。調査結果は、保護者に遠慮して事実を隠すことがないよう事実のみを丁寧に伝えます。

警察と連携した「いじめ問題」への対応について

保護者向け資料

警察と連携した「いじめ問題」への対応

糸満市立兼城中学校 令和7年(2025年)11月

学校で犯罪として取り扱われるいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせ致します。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を進めています。

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題の対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

[参考] いじめ防止対策推進法第23条第6項～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めるべきなければならない。

□教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当しうる犯罪	具体例
〔暴行〕 (刑法208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりした。
〔傷害〕 (刑法204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせた。
〔強制わいせつ〕 (刑法176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触った。
〔恐喝〕 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を取り上げた。
〔窃盗〕 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗んだ。
〔器物損壊等〕 (刑法第261条)	○自転車を壊した。
〔強要〕 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせた。
〔脅迫〕 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅した。

〔名誉棄損、侮辱〕 (刑法第230条、231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、ぶさいくなどと悪口を書いた
〔自殺関与〕 (刑法第202条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺した。
〔児童ポルノ提供等〕 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)	○同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供した
〔私事性的画像記録提供〕 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□学校での生徒への支援・指導等について

学校は、警察に相談・通報した後も次のとおり、生徒に必要な支援・指導を行います。

いじめを受けた生徒への支援	いじめをした生徒への指導・支援
○いじめを受けた生徒を守る意識のもと、生徒に寄り添う支援体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関を連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努めます。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行い、自らの行為を反省し、過ちを繰り返さないよう対応を行います。 ○特別な配慮を要する場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

□家庭との連携等について

○学校は、いじめを受けた側、いじめをした側の双方の保護者にいじめの事実や本校での支援・指導などについて説明します。

○特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でいじめについてはスマートフォン等の契約者である保護者が責任者であり、その協力が必要です。

○学校は、いじめに関する相談をすべて「学校いじめ対策委員会」で情報共有し、速やかに対応します。

参考資料（沖縄県いじめ対応マニュアル 改訂版（令和5年11月））より

○「生徒指導提要（改訂版）」（令和4年12月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

○「いじめの問題に対する施策」（文部科学省 HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm

「いじめ問題に対する施策」（文部科学省ホームページ）より抽出

- ・「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」

（平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日））

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_007.pdf

- ・「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」
(平成28年3月18日付け27初児生第42号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400170.htm

- ・「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2016/07/14/1368460_1.pdf

- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_009.pdf

- ・「いじめ対策に係る事例集」（平成30年9月文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/09/25/1409466_001_1.pdf

- ・「いじめ重大事態に関する国への報告について（令和5年3月10日）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00001.htm

- ・「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリストの配布について」（令和5年7月7日）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00005.htm

- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（通知）（令和6年8月30日）

https://www.mext.go.jp/content/20240911-mext_jidou01-000037829_1..pdf

○「生徒指導・進路指導研究センター」（国立教育政策研究所）

https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido.html

「生徒指導・進路指導研究センター」（国立教育政策研究所）より抽出

- ・生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり3 Leaves . 6」
<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaves3.pdf>

- ・生徒指導支援資料6「いじめに取り組む」

<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/2806sien/index.htm>

- ・「学校の「組織」で行ういじめ「認知」の手順 Leaf. 19」

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf19.pdf>

- ・「アンケート・教育相談をいじめ「発見」につなげる Leaf. 20」

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf20.pdf>